

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和6年6月)

1. 開催日時 令和6年6月25日(火)  
午後1時30分から午後2時38分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人  
 会長 3番 真相 広也  
 会長職務代理者 6番 山口 博史  
 副会長 13番 近藤 清夫  
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 惠志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人(4番 久保さとみ 15番 松本武夫 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 3人(毛利益三 杉野利行 吉田 健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第3 議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 第4 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第5 議第17号 転用許可後の事業計画変更について  
 第6 議第18号 農用地利用集積計画の決定について

第7 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

第8 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生  
局長補佐 原田裕充  
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年6月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番 久保委員、15番 松本委員、17番 江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、5番、安部委員、7番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、  
議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第17号 転用許可後の事業計画変更について  
議第18号 農用地利用集積計画の決定について  
報告事項(1) 農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

議 長      なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長      それでは、議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長      まず最初に、議第14号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局      議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は鴨島町敷地字円生で、地目は台帳、現況共に田、面積は311㎡です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住で管理に苦慮し、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことです。

譲受人は現在は市外在住ですが、譲渡人から家屋も同時に購入し、申請地近くに引っ越し、自家消費用の野菜を作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長      ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番      8番、河野です。補足説明をさせていただきます。先日、訪問、現地確認をさせていただきました。申請地につきましては、これまで近隣の方をお願いして管理をしていたようで、現況も耕作継続可能な農地となっております。訪問時、取得者はお留守でしたが、小型の管理機も所有され、取得後の耕作にも何ら問題はないかと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長      ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長      質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長      異議なしということでございますので、議第14号1番につま

しては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きますで、議第14号2番及び3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。  
申請地の所在は鴨島町西麻植字東禅寺で、地目は台帳、現況共に畑、面積は424㎡です。  
譲渡人と譲受人は親子であり、高齢で農地の管理が困難になった親から子への贈与ということになります。譲受人は、申請地取得後は自家消費用の大根や玉ねぎを作付けする予定です。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

事務局 続いて3番でございます。位置図については、同じく資料2です。  
申請地の所在は川島町山田字中須賀で、地目は台帳、現況共に畑、面積は612㎡です。  
この譲渡人は2番と同一人で、同様に子である譲受人に申請地を贈与するとのことです。譲受人は、申請地取得後は家族でとうもろこしを作付けする予定です。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。  
以上ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 本日欠席されていますが、この案件について、担当委員であります、17番、江本委員の方から、事前に連絡があったとのことです。事務局からお願いします。

事務局 担当の江本委員からは、2件とも親から子への贈与で特に問題はないとのことでした。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号2番及び3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号2番及び3番

につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第14号4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料3です。  
申請地の所在は川島町栗村字西谷で、地目は台帳、現況共に畑、面積は391㎡です。  
譲渡人は農業経営縮小を考えており、農地処分の相談を申請地の隣に実家がある譲受人にしたところ、両者で売買の話がまとまったようです。申請地にはビワと柿の木が植えられており、譲受人は市外在住で農業経験ありませんが、申請地近くに住む農業経験豊富な知人が剪定や草刈りを手伝ってくれるそうで、そのまま果樹を管理していくそうです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。現地におきましては傾斜地ではありますが、果樹を植えられており、現在十分に管理されております。現状と同じように管理が今後とも続くと思われまます。何ら問題はないと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第14号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第14号5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。4筆でございます。位置図については、資料4と5です。

申請地の所在は山川町石堂及び旗見で、地目は台帳、現況共に石堂が畑、旗見が田、合計面積は3,875㎡です。

譲渡人は申請地を相続しましたが、県外在住で自ら耕作はできず、たまに帰省して草刈り等を行っていましたが、それも困難になり、所有の家屋、山林も含めて売却することを決めたそうです。

譲受人は現在は市外在住で農業経験ありませんが、申請地購入後は同時に購入した家屋に引っ越し、譲渡人からトラクターや田植機などを借りて米と粟を夫婦で作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。申請地は、空き家に付いていた畑なんですけど、全部で4枚、トラクターも入れますし、平地ですし、道路も広いから農地としては大変恵まれていると思います。何も問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第14号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第14号6番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　6番でございます。位置図については、資料6です。申請地の所在は山川町川田で、地目は台帳、現況共に畑、面積は36㎡です。

譲渡人は県外在住のため、親戚にあたる譲受人に申請地を贈与することになりました。申請地は、隣接する譲受人所有の農地と筆界未定になっていますが、今回の贈与によりどちらも譲受人が所有者となり、あわせてブロッコリーなどを作付けするそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付

されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 　3番、真相です。事務局から説明があったとおりで問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第14号6番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第14号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の進入路のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは議案書3頁をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。位置図については、資料7です。

この案件は、数年前に父から譲り受けた家屋の改築工事をするにあたり、同時に譲渡を受けた農地の一部を以前から家屋への進入路として使っており、今回、始末書を添付した上で、その部分の転用許可を申請してきたものでございます。

申請地の所在は、鴨島町山路字東生福、地目は、台帳、現況共に一方が畑、もう一方が田、転用面積は畑の一部が262.49㎡、田が41㎡で合計303.49㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

申請地は、申請者の祖父の時代から自宅への進入路として使われており、新たに造成工事等を行う予定はありませんが、今後も周辺農地に悪影響が出ないように十分配慮することとさせていただきます。また、経緯に加えて、今後は農地法等の関係法令を遵守し、二度とこのようなことを起こさないようにすると記した始末書が提出されております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追

認やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

11番 　　11番、原田でございます。申請内容については、事務局から説明があったとおりでございます。この申請につきましては、原状のままの土地利用ということで何ら問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第15号1番の進入路のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　　異議なしということでございますので、議第15号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　　続きまして、議第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　　それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書4頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字東辻と辻裏、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,009㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をアーバンエナジー株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金904万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、草押さえのため碎石を敷き、年に2回をめぐりに草刈りを行います。また、周囲に安全体策としてフェンスを設置し、境界部分も現状のままとなるので土砂等を流出させる可能性は小さいです。給排水はなく、雨水は地下浸透させます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、藤本です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。この土地、貸していたんですが、返還されたということで、次の借り手も探したそうですが見つからず、申請地以外に農地も所有しており、申請地は自宅から少し離れており、所有者も高齢で、家族と協議の上、処分することを決めたという状態でございます。借り手から返還された上、少し不便な場所で、以前から太陽光発電の業者からも話があったとのことで、現状の農地のまま管理することも難しいでしょうし、何ら問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きます、2番から4番及び9番から11番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず2番から4番が譲渡人、譲受人が同一ですので一括して説明いたします。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町内原字大道南、地目は、台帳、現況共に畑、面積は議案書記載のとおりです。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、農業継続の意思もなく、後継者もないので、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネルをそれぞれ168枚、192枚、144枚、パワコンは2番3番が10台、4番が9台で、発電出力2,3番が49.5kWと4番が44.55kWの太陽光発電施設をそれぞれ

れ設け、発生した電力をアーバンエナジー株式会社へ売電する計画です。事業費はそれぞれ自己資金878万8千円、981万8千円、770万7千円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草対策として碎石を敷いた後、年に2回をめぐりに草刈りを行います。また、境界線から50cm内側に1.2m高のフェンスを設置します。境界付近は、現状のままでの施工となるので土砂等の流出はないものと考えられます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されております。

事務局

続きまして9番と10番を一括して説明いたします。議案書5頁をご覧ください。位置図については、資料13です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字乗島と喜来字知恵島境で、地目は、台帳、現況共に田、面積は乗島が872㎡、知恵島境が2筆で1,120㎡でございます。農用地区分は、両申請地とも農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続し、第三者に貸していましたが、契約を解除し、太陽光発電施設用地として売却することになったようです。

計画概要は、太陽光パネル144枚と168枚、パワコン9台と10台、発電出力44.55kWと49.5kW程度の太陽光発電施設をそれぞれ設け、発生した電力を株式会社ウエストエナジーへ売電する計画です。事業費は自己資金982万9千707円と1118万1千41円を予定しています。

土地の造成については切土盛土は行わず、境界にも既存擁壁があるため土砂等の流出はありません。雑草管理として、防草シートを施工し、周囲にフェンスを境界から0.5m以上離して設置する予定です。

取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されております。

事務局

続きまして11番でございます。2筆でございます。位置図については、資料14です。

申請地の所在は、鴨島町上下島字諏訪ノ元で、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は2,082.33㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第3種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住であり、管理に苦慮し、この度、太陽光発電施設用地として売却することになったようです。

計画概要は、太陽光パネル192枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1400万円を予定しています。

土地の造成については不陸整正のみで、その後防草シートを施工し、雑草管理も適宜実施します。境界部分には既存擁壁があるため土砂等の流出はありません。安全対策として周囲にフェンスを設置

する予定です。

取水及び排水は発生せず、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま  
す。その他関係書類は添付されております。

以上、6件の申請につきましては、許可やむを得ないと思われま  
す。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、  
現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

1番 1番、大塚です。先日、現地確認を行いました。その結果、太  
陽光発電について別段何か異議があるという声も聞かず、現在のよ  
うな耕作放棄地状態になっている農地では太陽光発電施設にした方  
がいいのではなかろうかと思えます。以上、何ら問題ないと思いま  
すのでよろしくご審議お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16  
号2番から4番及び9番から11番の売買による太陽光発電施設用  
地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見  
ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。  
議第16号2番から4番及び9番から11番について許可すること  
に、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号2番から4番  
及び9番から11番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番の売買による資材置場のための転用申請でござ  
います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁に戻ります。5番でございます。位置図については、  
資料10です。

申請地の所在は、鴨島町山路字田淵、地目は、台帳、現況共に田、  
面積は247㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地か  
ら除外された、第2種農地でございます。

譲受人である法人は、太陽光発電施設の設置工事を行っており、  
昨年、賃借していた資材置場の契約が終了したことで、パネル等の  
一時保管場所が不足しており、事業所に近い申請地を購入し、資材  
置場として整備することになったとのことです。

計画概要は、自己資金200万円により、南側と東側にコンクリ

ートブロック擁壁を設置し、碎石を700mm程度敷き詰め整地し、道路と高さを合わせます。申請地は道路と新設擁壁に囲まれることになり、給排水は無く、雨水は地下浸透させますので周辺への影響は無いと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、原田でございます。申請内容については、事務局から説明があったとおりでございます。この土地利用にあたって周辺に与える悪影響はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号5番の売買による資材置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、6番及び7番の売買による貸駐車場のための転用申請及び8番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5頁をご覧ください。6番及び7番は、譲受人が同じで転用目的もほぼ同じのため一括して説明いたします。位置図については、資料11です。

両申請地の所在は、鴨島町飯尾字福井で、地目は、台帳、現況共に畑及び田、面積は720㎡と902㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から除外された、第2種農地でございます。

譲受人のグループ会社は市内で建設業を営んでいますが、事業拡大により駐車スペースが不足しており、事業所に近く、遊休農地化していた両申請地を転用し従業員及び業務用車両の駐車場として利用することで土地所有者と話がまとまったようで、別法人である譲受人が駐車場として整備し、グループの建設会社へ貸し付ける形になる見込みです。

計画概要は、雑草、雑木を撤去後、表土を10cm程すき取り、

良質土を入れ転圧後、クラッシャーを入れ現況レベルで整地を行い、それぞれ（18台、21台の）駐車場とします。事業費は、自己資金75万円をそれぞれ予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、両申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

続きまして8番でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字井堰で、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,336㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、自ら農地の維持管理をするのが難しく、この度、太陽光発電施設用地として売却することになったようです。

計画概要は、太陽光パネル192枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をアーバンエナジー株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金981万8千円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、草押さえのため碎石を敷き、年に2回をめぐりに草刈りを行います。また、周囲に安全体策としてフェンスを設置し、境界部分も現状のままとなるので土砂等を流出させる可能性は小さいです。給排水はなく、雨水は地下浸透させます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。補足説明をさせていただきます。6番7番の申請地は長年耕作放棄地で、特に6番につきましては樹木が大きくなっており山林化しています。今回、隣接する事業所の駐車場として整備し活用するようになったようでございますが、周辺農地への影響も特にないかと思われます。

8番の申請地は、山裾の高台にあります。説明のため、隣接する民家への訪問も済ませており特に問題はないかと思えます。

以上3件のご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号6番及び7番の売買による貸駐車場のための転用申請及び8番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号6番から8番について許可することに、ご異議ございま

せんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号6番から8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、12番の贈与による居宅新築のための転用申請でございます。  
事務局の説明を求めます。

事務局 12番でございます。位置図については、資料15です。  
申請地の所在は、鴨島町知恵島字千田須賀西、地目は、台帳、現況共に畑、面積は214㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人は譲渡人の孫であり、現在は申請地近くの実家で4世代で同居しています。譲受人には今後子どもも増える予定で手狭になることから、祖父の農地の一部を譲り受け、夫婦で住宅を建築するものです。

計画概要は、2階建て住宅、建築面積81.98㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,000万円を予定しています。

土地の造成については、山土で最大50cm盛土しますが、市道に設置する部分以外はL型コンクリート擁壁で囲みますので、周辺への土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は東側の市道側溝に流します。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

18番 18番、瀬尾です。この件については、事務局から説明があったとおりで、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、12番の贈与による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。  
議第16号12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号12番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、13番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6頁になります。13番でございます。2筆でございます。位置図については、資料16です。

申請地の所在は、川島町桑村字岡山で、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,366㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、自ら農地の維持管理をするのが難しく、この度、太陽光発電施設用地として売却することになったようです。

計画概要は、太陽光パネル144枚、パワコン9台、発電出力44.55kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をアーバンエナジー株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金770万7千円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、草押さえのため碎石を敷き、年に2回をめぐりに草刈りを行います。また、周囲に安全体策としてフェンスを設置し、境界部分も現状のままとなるので土砂等を流出させる可能性は小さいです。給排水はなく、雨水は地下浸透させます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。先日、事務局と現地調査に参りましたが、申請地につきましては、調査に足を踏み入れることができないぐらい林野化しております。位置図をご覧いただければわかるとおり、周囲が住宅になっております。このまま放置しますと害虫等の発生が懸念されることから太陽光発電施設となるのもやむを得ないと思えます。北側にも同様の施設が設置されておりますので、申請地も特に問題ないと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号13番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号13番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号13番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、14番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 14番でございます。位置図については、資料17です。  
申請地の所在は、川島町桑村字久保田、地目は、台帳が畑、現況が田、面積は706㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢により農地の管理に苦慮しており、太陽光発電施設設置業者である譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をKDDI株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,157万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、年に2回以上の草刈りを行います。また、境界線から50cm内側にフェンスを設置します。土地の境界付近は、現状維持のまま施工するので、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議 長 本日欠席されていますが、この案件について、担当委員であります、15番、松本委員の方から、事前に連絡があったとのこと。事務局からお願いします。

事務局 担当の松本委員から、この案件についての意見書をいただいておりますので読み上げます。

(意見書)

売主は会社を退職し農業を営んでいましたが、2年前に体調を崩し農業の継続は困難と思われま

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号14番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。  
議第16号14番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号14番につき  
ましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、15番、17番、18番の売買による太陽光発電施  
設用地のための転用申請及び16番の売買による分譲地排水施設用  
地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、15番と18番を一括して説明いたします。位置図につい  
ては、資料18と21です。

申請地の所在は、川島町児島字長池及び川島町学字近久、地目は、  
台帳、現況共に田、面積は770㎡と903㎡でございます。農用  
地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

両譲渡人は、高齢のため農地の管理に苦慮しており、太陽光発電  
施設用地を探していた譲受人に申請地を譲り渡すことになったよう  
です。

計画概要は、太陽光パネル148枚と160枚、パワコン各10  
台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設をそれぞれ設け、発  
生した電力を東芝エネルギーシステム株式会社へ売電する計画です。  
事業費は自己資金200万円と150万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草対策として境界部分1  
m幅で防草シートを施工し、パネル下は年2回の草刈りを行います。  
また、周囲に安全体策としてフェンスを設置し、境界部分も現状の  
ままとなるので土砂等を流出させる可能性は小さいと考えられます。  
給排水はなく、雨水は敷地内で自然浸透させますので周辺農地への  
影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許  
可やむを得ないと思われれます。

事務局 続きまして16番でございます。位置図については、資料19で  
す。

申請地の所在は、川島町学字北久保、地目は、台帳、現況共に田、  
面積は21㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地から  
除外された、第2種農地でございます。

譲受人である法人は、申請地の隣接地を建売分譲住宅用地として  
購入し事業を進めていましたが、生活排水の処理方法に問題があり、  
当初計画と違う既存の排水路に接続するため、長年耕作されていな  
かった申請地を譲り受け、地中に排水パイプを埋設することになっ  
たとのことです。

計画概要は、排水用パイプを申請地に埋設した上で整地し、東側  
道路との境界にはコンクリート壁、西側と南側境界には擁壁を設け  
ています。

なお、工事は既に完了しており、申請地所有者から認識不足で許可前に工事をしてしまったが、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認やむを得ないと思われます。

事務局

続きまして17番でございます。2筆でございます。位置図については、資料20です。

申請地の所在は、川島町学字北久保、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,342㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が難しくなり、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をアーバンエナジー株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金904万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、草押さえのため碎石を敷き、随時草刈りを行います。また、周囲に安全体策としてフェンスを設置し、境界部分も現状のままとなるので土砂等を流出させる可能性は小さいです。給排水はなく、雨水は地下浸透させます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。15番、18番は太陽光発電施設となるのも仕方がないと思われます。16番は始末書も付いておりますのでやむを得ないと思ひます。17番も高齢のため農作業ができない状態なので、太陽光発電施設になるのも仕方がないと思ひます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号15番、17番、18番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び16番の売買による分譲地排水施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号15番から18番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号15番から18番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、19番20番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 19番と20番を一括して説明いたします。議案書6頁から7頁になります。位置図については、資料20です。

申請地の所在は、山川町天神、地目は、台帳、現況共に一方が畑もう一方が田、面積は1,145㎡と1,458㎡でございます。農用地区分は、2件とも農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人2名は、農地の管理に苦慮しており、両申請地は休耕状態で、この度、太陽光発電施設設置業者である譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル126枚と122枚、パワコン各10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設をそれぞれ設け、発生した電力をKDDI株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,230万円と1,431万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、年に2回以上の草刈りを行います。また、境界線から50cm内側にフェンスを設置します。土地の境界付近は、現状維持のまま施工するので、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

10番 10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。19番については譲渡人が高齢で農業ができず、20番については相続により農業をする方がいないという現状で、太陽光発電施設になるのもやむを得ないと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第16号19番及び20番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号19番及び20番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号19番及び20番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第17号、転用許可後の事業計画変更についてでございます。  
1番の転用面積変更の承認申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料22です。

この案件は、本年4月総会で審議し令和6年5月1日付けで許可しました居宅新築のための農地転用について事業計画変更の承認を求めるものです。

変更内容は、車の出し入れを安全に行うために東側道路境界から当初計画より後退してカーポートを設置することにし、南側にも転用部分を1m拡張します。結果として転用面積が377.04㎡になり、当初から110㎡増えることとなります。

変更の理由は妥当で、変更後の周辺農地に与える影響も変わらないと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、承認やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、14番、原委員の方から、補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。100㎡ほど面積を増やす変更です。別段問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第17号1番の転用面積変更の承認申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第17号1番について承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第17号1番につきましては承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議第18号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は9頁から41頁になります。議第18号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年6月19日付け6吉農林第133号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、  
利用権設定新規が29件67筆84,413㎡、  
同じく再設定が84件221筆184,865㎡でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、議第18号について事務局より説明がありました。委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第18号につきましては、承認されました。

議長 次に、  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の42頁をご覧下さい。1番でございます。

照会地の所在は、鴨島町山路字東野、地目は、台帳、現況共に畑、面積は842㎡でございます。照会地は、平成元年5月25日に資材置場として転用許可済みでございましたので、その旨を、令和6年6月5日付けで回答したものでございます。

2番でございます。2筆でございます。

照会地の所在は、川島町山田字湯吸、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は677㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致し

たので、令和6年6月12日付けで回答したものでございます。

○報告事項（2）農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の43頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が5件14筆、使用貸借権の合意解約が8件8筆、でございます。

以上でございます。

議長 報告事項（1）から（2）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○地域計画について  
○全国農業新聞について

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時38分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記